

企画提案用仕様書

1 事業名

令和8年度ロードキル・密猟対策 DX 化業務

2 趣旨・目的

世界自然遺産地域の沖縄島北部は、ヤンバルクイナやヤンバルテナガコガネ、オキナワセッコクなどの国内希少種や国際的な絶滅危惧種の重要な生息・生育地である。一方で、野生動物の路上への飛び出し等によるロードキルや密猟といった人為的な影響により希少種等の生息・生育環境が脅かされていることから、対策の実施の強化が課題となっている。

本業務では、沖縄島北部におけるロードキル及び密猟に対し、実効性ある対策に向けて、デジタル技術を活用した対策手法について調査・検証を行うことを目的として実施する。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月 12 日までとする。

4 業務対象地域

沖縄島北部(国頭村、大宜味村及び東村)

5 業務の内容

(1) ロードキル対策のDX化業務について

ア 情報収集

ロードキル対策に資するデジタル技術について、県内外(国外を含む)から情報収集を行い(専門家へのヒアリングを含む)、沖縄島北部における導入を想定し、効果や課題等について整理する。

イ 先行事例の視察

国内の先行事例について視察を行い、沖縄島北部における導入を想定した効果や課題等について整理する。

ウ 対策技術の仕様の検討

上記ア及びイの結果を踏まえ、沖縄島北部において実装させるために必要な機器の仕様について整理する。

○ 企画提案事項

沖縄島北部におけるロードキルの発生状況を踏まえ、課題解決に有効と考えられるデジタル技術についての仮設や、情報収集・検証するための具体的なプロセスを提案すること。

(2) 密猟対策のDX化業務について

ア 情報収集

密猟対策に資するデジタル技術について、県内外(国外を含む)から情報収集を行い(専門家へのヒアリングを含む)、沖縄島北部における導入を想定し、

効果や課題等について整理する。

イ 先行事例の視察

国内の先行事例について視察を行い、沖縄島北部における導入を想定した効果や課題等について整理する。

ウ 対策技術の仕様の検討

上記ア及びイの結果を踏まえ、沖縄島北部において実装させるために必要な機器の仕様について整理する。

○ 企画提案事項

沖縄島北部における密猟事案(おそれを含む)の発生状況を踏まえ、課題解決に有効と考えられるデジタル技術についての仮設や、情報収集・検証するための具体的なプロセスを提案すること。

(3) 業務内容に関する打ち合わせ等の実施

業務内容や進捗状況等に関する打ち合わせを随時実施すること。打ち合わせには本業務を監理する立場の者と担当者が参加すること。

6 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督等の統括的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

7 成果物

(1) A4版報告書3部(長期使用に耐えうる通常の装丁を行う。)と、電子データを収納したCD-ROM等電子媒体2部を併せて納品すること。

(2) 成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理する。

8 委託上限額及び経費積算について

- (1) 委託料の上限は 11,185,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
ただし、これは企画提案のために提示する額であり、実際の契約金額とは限らない。
- (2) 費目については、以下の内容で積算すること。
 - ア 直接人件費
 - イ 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
 - ウ 一般管理費
（（直接人件費 + 直接経費 - 再委託費等）×10/100 以内とする。）
 - エ 消費税

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、応募事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も含まれる。

※外注（請負契約）の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析 鑑定等

※各経費は、単価、月数、回数、個数等、見積条件が分かるよう明記すること。

※事業終了時には証憑を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

9 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受注者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 業務実施にあたり疑義が生じた場合、県と受注者で協議の上決定する。

10 留意事項

- (1) 委託業務の経理に関し、以下のことに留意すること。
 - ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
 - イ 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。
 - ウ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受注者に支払った委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。
- (4) 委託事業終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。